

宗像市次世代育成支援対策補助金交付要綱の一部を改正する告示

宗像市次世代育成支援対策補助金交付要綱（平成18年宗像市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年度次世代育成支援対策交付金の国庫補助について（平成19年11月30日厚生労働省発雇児第1130001号）」を「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について（平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号）」に改める。

別表の11時間保育事業の項補助金の限度額の欄中「5,159,000円」を「5,295,000円」に、「429,910円」を「441,250円」に改め、同表保育所地域活動事業の項補助金の限度額の欄中「94,000円」を「90,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。